

○可茂衛生施設利用組合職員人事考課規程

平成29年3月2日
可茂衛生施設利用組合訓令甲第2号

改正 令和2年3月12日組合訓令甲第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第2項の規定に基づき、職員の人事考課の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人事考課の目的)

第2条 人事考課は、職務について勤務成績の考課を統一的に行い、これを職員の能力開発及び人材育成に反映し、公正な人事を行うことにより公務能率の向上に資することを目的とする。

(人事考課の基本原則)

第3条 人事考課を実施する場合は、職員に割り当てられた職務の種類と責任の度合いに応じて、職員の業績、能力及び態度を公正かつ的確に考課しなければならない。

(人事考課の種類)

第4条 人事考課は、上司からの考課及び部下からの考課により実施する。

(上司による考課)

第5条 上司による考課は、次の各号に定める職員について実施する。

- (1) 可茂衛生施設利用組合職員定数条例（昭和56年可茂衛生施設利用組合条例第1号）に定める職員
- (2) 可茂衛生施設利用組合職員の再任用に関する条例（平成13年可茂衛生施設利用組合条例第2号）に定める再任用職員のうち、割り振られた勤務時間が4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内の職員
- (3) 地方公務員法に定める会計年度任用職員

2 上司による考課を行う者は、次に定めるとおりとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、別に考課者を指定することができる。

区分	1次考課者	調整考課者	決定者
事務局長職	副管理者	—	管理者
次長職及び課長職	事務局長職	副管理者	管理者
課長補佐職以下の職員	次長職及び課長職	事務局長職	管理者

3 上司による考課を行う者は、常に職員を観察し、その能力や意欲を向上させるよう指導及び育成をしなければならない。

(部下による考課)

第6条 部下による考課は、事務局長職、次長職、課長職、課長補佐職及び係長職について実施する。

2 部下による考課を行う者は、次に定めるとおりとする。

区分	考課者	決定者
事務局長職	次長職及び課長職	管理者

次長職及び課長職	課長補佐職以下の職員	管理者
課長補佐職及び係長職	主任主査職以下の職員	管理者

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年組合訓令甲第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。